

ゴルフ場利用税

ゴルフ場を利用したときにかかる税金です。



納める人

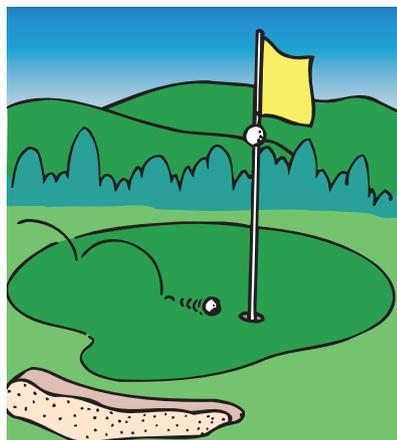
ゴルフ場を利用した人が施設の経営者を通じて納めます。



納める額

ゴルフ場の利用者1人1日につき、ゴルフ場の等級によって、下記の表のように決められています。等級は、ゴルフ場の利用料金とホール数を基準としてゴルフ場ごとに県が決定します。

ゴルフ場の等級	税率（1人1日につき）
1 級	1,200円
2 級	1,100円
3 級	1,050円
4 級	950円
5 級	900円
6 級	800円
7 級	750円
8 級	650円
9 級	600円
10 級	550円
11 級	450円
12 級	400円



申告と納税

ゴルフ場の経営者が毎月分を翌月15日までに申告し、納税します。



非課税

次の方の利用は非課税となります（届出書の提出や、証明するものが必要です。）。

- 1 年齢18歳未満の方
- 2 年齢70歳以上の方
- 3 障害者の方
- 4 国体のゴルフ競技（公式練習を含む。）に出場する選手
- 5 学校の授業・課外活動で利用する学生等
- 6 東京オリンピックを含む国際競技大会（公式練習を含む。）に参加する選手



市町村への交付

県に納められたゴルフ場利用税の10分の7は、そのゴルフ場所在の市町村に交付されます。

茨城県からのお知らせ

ゴルフは県内でプレーしましょう

ゴルフ場利用税は、利用したゴルフ場の所在する都道府県の収入となります。